

(仮称)鳥取西部風力発電事業 伯耆町住民説明会(2025年12月14日開催)におけるご質問への回答

No.	質問者の在住地区 *氏名および地番は個人情報にあたるため、掲載しておりません。	質問項目 (原文からの転記)	回答内容
1	米子市	事業全般 様々な内容が専門的内容が多すぎて内容が地元住民の知りたい内容なのか？ボケて伝わてきにくい ネガティブキャンペーンに対する説明会にも見える。法令遵守は当たり前のごとでそこは深く説明しなくても良いのでは？短時間で細かく説明しすぎていて分かりにくい 見ると高齢の方も多いがこのやり方が良いのか？	問題提起をいただきありがとうございます。まず、今回の説明会において弊社としてお伝えしたかったことは大きく2つあります。1つは風車建設に伴い皆様の生活環境への影響がどのようなものになるのかを調査・予測・評価した結果(事実)、もう一つは風車建設に伴う土木工事・設計の実際(事実)はどのようなものであるかイメージをもっていただくことです。それら事実をお伝えするためには、過去にいただいたご批判に散見される”事実ではないこと”を明確にしなければ皆様にさらなる誤解や混乱を招くことになると考えたため、過去のネガティブキャンペーンに対する反論にも見え得る説明もさせていただきます。法令遵守はもちろん当たり前のごとですが、過去のネガティブキャンペーンの中には、あたかも弊社が法令違反をしているかのような”事実ではないこと”の記載が散見されたこともあり、法令を遵守しているという当たり前のこともご説明させていただいた次第です。しかしながら、内容が専門的すぎる、時間の割に中身が多すぎる、高齢の方にはわかりにくいといった問題提起について、次回以降の説明会資料および運営にそれらを可能な限り反映し、よりわかりやすい説明会としていく所存です。今後も忌憚のないご意見、問題提起をいただけますようお願いいたします。
2	米子市	よく色々なところで健康被害があると聞くが何か影響のある事例があるのか？あったのか？	「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)によれば、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」とあります。しかしながら、健康被害についてのご懸念は、弊社としても真摯に受け止めています。例えば、弊社の他プロジェクトにおいて、他社風車の影響により「夜眠れない」と訴えられている方(風車から約10km離れたご自宅)を訪問し、直接お話を伺った事例もございます。健康被害と風車との因果関係については、現時点では科学的に明確な証明がされていないケースもございますが、健康被害を訴える方がいらっしゃることは把握しており、弊社としても可能な限りお話を伺い、理解を深めるよう努めています。そのため、仮に鳥取県西部など近隣地域において、他社風車等による健康被害でお悩みの方がいらっしゃる場合には、ご紹介いただけますと幸いです。
3	伯耆町	前回は質問したが、1/1000 or 1/2000 の模型をつかって示してほしい。	前回の説明会後のご質問にて、「展示会などでの使用を目的とした、風力発電機の模型(実物大ではない、1/●といったスケールモデル)でよろしければ、現在想定している風車機種と異なりますが、次回の住民説明会等で持参しお示しすることを検討します。」と記載したにも関わらずお示しできておらず申し訳ありません。模型のご用意については検討を開始しておりますので4月の説明会時に状況をお伝えできるようにいたします。
4	伯耆町	どのあたりにどれくらいの風車が立つかわかりやすい。又、とりつけ道路も示してもらいたい。	ご意見をいただきありがとうございます。工事用の取り付け道路のごとと推察しご回答いたします。現段階では、風車へのアクセス道路の基礎設計段階であるため、取り付け道路の位置について現状は未確定ですが、準備書の提出後、県知事意見を踏まえた風車配置案が確定した上で、土木詳細設計の段階で取り付け道路についても検討します。事業計画の検討状況は今後の説明会で皆さまへお示しします。
5	伯耆町	3町の町長が反対している。3町長が東京に訪れ、地元自治体の同意を要件化するよう電気事業法の改正を要望しました。このような流れを見てどう感じているのか？	説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていること、東京を訪問し要望を提出したことについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町長様への願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいと考えております。2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として今後も最優先に取り組みます。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただき勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存です。
6	日野町	渡り鳥への影響についての説明がなかった。先行地域の事例、当事業対象地域の調査等？を知りたい。	今回の説明会では主に「生活環境への影響」に関して予測・評価の途中経過をご報告することを目的としていたため、渡り鳥への影響についてはご説明いたしませんでした。本事業では既に渡り鳥の現地調査を実施しており、主にアトリ、イワツバメ、ヒヨドリ等の小鳥類、ハイタカ等の猛禽類の渡り鳥が確認されました。小鳥類は日野川や野上川沿いで多く確認され、河川に沿ったルートが考えられます。猛禽類は風力発電機設置尾根周辺で旋回飛翔があるものの、対象事業実施区域外の尾根でも旋回上昇がみられることから、当地域を広く利用しているものと考えられます。先行事例でも同様の予測・評価の手法を取りますが、これらの調査結果に基づき、風力発電機設置尾根周辺を利用している猛禽類および渡り鳥の年間予測衝突数を求めるなど、風力発電所建設に伴う影響を調べます。なお、鳥取西部風力発電事業計画の実施区域内における調査・予測・評価は完了しており、2026年5月下旬の準備書図書において詳細な予測評価結果をお示しします。環境保全措置としては、風車ブレードやタワーの視認性を高めるために色や模様を工夫することを検討しております。また、稼働後にはバードストライクの調査も実施した上で、影響が著しいことが明らかとなった場合は、状況に応じてさらなる保全措置を講じる考えです。引き続き、地域の皆さまとの対話を重ねながら、自然との共生を目指した事業運営に努めます。
7	日野町	合同会社<日本法人<シンガポールetcの事業責任がいまいちよく見えない 13.5億円で足りない場合 責任は撤去費用ばかりではない	鳥取西部風力合同会社は、発電事業に必要なすべての許認可を取得し、また、発電事業に必要なすべての契約を締結しますので、すべての事業責任は、事業主体である鳥取西部風力合同会社が負います。撤去費用の積立額が13.5億円では足りない場合は、鳥取西部風力合同会社の資産により、撤去費用を拠出いたします。その他の事業に伴う責任といたしまして、災害や事故が発生した場合には、鳥取西部風力合同会社は、自身の資産のほか、施設賠償責任保険・火災(地震・水災等を含む)保険等を利用することにより、賠償責任を履行することになります。なお、合同会社が金融機関から資金を調達する際に、保険加入が義務となりますので、実務上、保険への加入は必須とされています。
8	伯耆町	・熊の問題が不安です。今より人里に降りてくる	ご質問の趣旨は、樹木・草木を伐採されるとクマ・イノシシなどの生息環境を奪い、従前以上に人間の生活圏へ出没するのではないかと、というご懸念を持たれているものと推察しました。そのうえで以下のとおりご回答いたします。当事業の環境影響調査において、事業実施区域内で観察されたツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカの痕跡等につきましては記録していますので、運転開始後に顕著にそれら害獣の目撃や被害等が増加した場合は本事業に起因するか否かの初期判断作業に協力するとともに、獣害が本事業に起因することが客観的かつ合理的に推認される場合には、速やかに原因究明のための調査を実施します。なお、獣害の増加と風力発電施設の稼働との関連性について、現時点で科学的に因果関係を示す知見は確認されていません。一方で、近年のクマの人里への出没増加については、専門家や行政の調査により 人里に残された放置果樹(柿など)の存在や、里山管理の停滞に伴う餌環境の変化が一因と報告されています。例えば、放置された柿などの果樹がクマを人里に誘引する要因となっていることが報道されており、自治体でも対応が進められています。また、近年はブナ・ミズナラなど堅果類の不作やナラ枯れなどにより山中の餌が減少し、クマが人里の果樹や農作物に依存せざるを得ない状況が指摘されています。さらに、環境省や関係省庁が取りまとめたクマ対策においても、放任された果樹の管理が出没防止策のひとつとして明記されています。当事業としても、これら最新の知見を踏まえつつ、引き続き野生動物に関する情報収集を継続し、地域の安全確保に資する取り組みを関係機関と連携して進めてまいります。
9	伯耆町	・側溝の掃除はされますか。	風力発電所建設にともなう、風車ヤード周囲や風車ヤードへのアクセス道路脇に設置する側溝については、排水性能の確保、維持が水災害の防止に不可欠であることから、弊社が責任をもって、掃除を含む維持管理を行ってまいります。

「日立製作所が風車事業から撤退した理由＝本事業が成功しないからではないか」ならびに「風車が海外製であることへの不安」というご懸念について、以下のとおり回答いたします。

まず、日立製作所は2010年代後半に風車製造から段階的に撤退しましたが、これは風力発電分野で欧州メーカーが大型化・高効率化で世界市場を席巻し、国際競争が激化したため、事業規模で劣る国内メーカーが太刀打ちできなくなったことによる経営判断です。これはあくまで世界の風車市場の構造変化による事業方針転換であり、風力発電事業全体の採算性が低いから、あるいは本事業が成功しないから撤退したというものではありません。

また、海外製＝安全性が低いということではありません。

日本で風力発電設備を建設する場合、厳格な第三者認証と法令審査を必ず受ける仕組みが整備されています。日本国内では第三者認証機関による「ウインドファーム認証」が活用されており、風車を設置する場所の風況・地盤などの適合性、風車・タワー・基礎の構造強度、国際規格(IEC61400)、国内規格(JIS C1400 など)への適合が厳しく審査され、認証が取れなければ工事に進めません。また上記技術基準は定期的に改定され、強風や地震などに耐えられるように安全要求が継続的に強化されています。法令も2017年に「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」が正されており、設計・強度・安全性に関する要求が更新されています。さらに、風力発電所で重大事故が発生した場合は経済産業省が事故原因の調査を行い、必要に応じて同種設備への対策指示を行う仕組みがあります。これは、ウインドファーム認証と合わせて、風力設備の安全性をさらに担保するものです。

11	伯耆町	・風車の更新、撤去の実績がありますか。	弊社が風力発電事業を開始したのは2016年からであるため、全国で稼働している風力発電所は青森県、熊本県、長崎県の3か所、建設中の福井県の1か所であり、設備の更新や撤去の実績はございません。
12	伯耆町	・各地で反対され諦めたところがありますか(地域?)	現時点で反対されて諦めた地域はございません。
13	記載なし	③水害に関する認識が甘いのではないかと思います。当伯耆町でも10数年前に80数ミリの大雨がふっていますし、全国でも毎年100ミリ(1h)以上の雨がふっています。57.4～66.3/hどころではないはずですが、防災マップの様なシミュレーション等を作ってみましたどうですか？	本計画で用いている降雨強度(57.4～66.3mm/h)は、国が定める確率降雨強度式に基づき、数十年分の観測データから算出された30年確率の標準的な設計値です。一方で、住民の皆さまからご指摘のあった1時間80mmを超える雨や、全国で100mm/hを超える豪雨といった事例は、近年各地で毎年のように発生しており、気候変動の影響により極端な豪雨が増加していることは事実です。この状況を踏まえ、国および鳥取県では、将来の降雨量増加を見越し、設計時には確率降雨に1.1～1.2倍の変化倍率を加える基準を示しており、本開発でもこの方針に沿って設計を進めています。さらに排水施設の設計では、土砂流入を考慮して8割水深で計算することや、安全率1.2以上を確保するなど、余裕を持たせた規定も設けています。これらの安全率や変化倍率の効果を降雨強度に換算すると、「57.4～66.3」÷ 0.8 × 1.2 × 1.1 = 94.7～109.4mm/h となり、実質的には1時間あたり約95～110mmの豪雨に対応できる水準を確保している計算となります。また、ご提案いただきました防災マップのような浸水シミュレーションについては、地域の安心につながる重要なご意見として受け止めており、現在は法令で求められる範囲の設計検討を行っておりますが、地域の皆さまの不安軽減のため、可能な範囲でシミュレーションや分かりやすい説明資料の作成についても検討してまいります。

「風車が中国製であれば不安」というご意見について、以下のとおり回答いたします。

まず、本風力発電事業ではまだ風車の機種が決まっておりませんが、中国製だから安全性が低いということではありません。

日本で風力発電設備を建設する場合、厳格な第三者認証と法令審査を必ず受ける仕組みが整備されています。日本国内では第三者認証機関による「ウインドファーム認証」が活用されており、風車を設置する場所の風況・地盤などの適合性、風車・タワー・基礎の構造強度、国際規格(IEC61400)、国内規格(JIS C1400 など)への適合が厳しく審査され、認証が取れなければ工事に進めません。また上記技術基準は定期的に改定され、強風や地震などに耐えられるように安全要求が継続的に強化されています。法令も2017年に「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」が改正されており、設計・強度・安全性に関する要求が更新されています。さらに、風力発電所で重大事故が発生した場合は経済産業省が事故原因の調査を行い、必要に応じて同種設備への対策指示を行う仕組みがあります。これは、ウインドファーム認証と合わせて、風力設備の安全性をさらに担保するものです。

もちろん、中国製の風車を採用した場合でも同様の審査が実施されるため、他の風車メーカーと比較して中国製の風車が安全性に劣るといったことはございません。

説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町長様への願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいと考えております。2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として最優先に取り組んでいるものであり、繰り返しとなりますが、無理やり事業を進めているものではございません。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただく勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存です。

この度の説明内容をご評価いただきありがとうございます。風車景観や風車施工後の山の状態については、「わからないことが恐怖である」というお声も頂戴しており、具体的なご相談をさせていただくための出発点に立てていないと感じておりました。風車が大きいと感じるかどうか、施工後の風車建設場所や管理用道路のイメージ、排水のしくみに対して具体的にどのようなご不安を感じられるかといった皆さまのご意見をいただくきっかけとなることを期待し、三次元動画の作成を試みるに至りました。この動画は、今後も住民の皆さまのご関心に合わせて情報量を増やしていきます。

大山の眺望景観につきましては、大山が良く見える181号線から東側の奥大山からの眺望で風車が大山への視界をさえぎらないように配置を検討することで影響を極力低減するよう検討してまいりました。大山以外にも、明地峠などよく知られている眺望点についてはフォトモンタージュを作成して見え方をお示しする等、主要な眺望点からの景観を3Dで可視化し、住民の皆さまと景観を共有しながら風車配置案を検討することに努めています。また、日本国内では、国立・国定公園内に設置される風車について低明度・低彩度の色彩を使用することが推奨されているため、本事業においても同様の措置を行うことでさらなる影響低減を行います。

■景観について

貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。樹水高原からの眺望は大山の大切な魅力の一つであり、風車が視界に入ることによって観光に影響が出るのではないかとのご心配は、ごもっともだと受け止めております。一方で、風車が見えること自体が、必ずしも一律に“景観価値の低下”につながるとは限らないと考えている点は、補足としてお伝えします。例えば福島県の布引高原にある風力発電所では風車を背景に四季折々の花畑の撮影で年間7万人の観光客が訪れたり、青山高原では地元の観光協会や役場のホームページで風車群を観光地として紹介するなど積極的に観光資源として活用されている事例もございます。当然ながら、「大山でも同じようになる」と申し上げる意図はありません。地域ごとに地形や景観の特性が大きく異なり、同じストーリーを当てはめられるものではないと当社も認識しています。そのうえで、当社としても、皆さまのお声を踏まえながら、大山の魅力を損なわない設計に取り組めます。

■鳥取西部地域を風車建設候補地として選定した理由

本事業地は、2018年より固定価格買取制度(FIT)の認定を取得しており、制度的にも事業化の可能性がある場所として検討を進めてきました。また、電力の系統連系枠(空き容量)が存在していたことも、選定理由の一つです。加えて、当時から良好な風況が見込まれていたことから、弊社では約6年間にわたり、この地の3箇所に風況観測塔を設置し、継続的なデータ収集を行ってきました。その結果、3基の平均風速は5.9m/sと安定した風況が確認され、風力発電に適した地域であると判断しています。これらの制度的・技術的・系統的な条件を総合的に勘案し、本事業地を選定した次第です。

■地域メリットについて

「害が多く利が少ない」というご指摘につきましては、貴重なご意見として弊社も事業をさせて頂く代わりの還元方法を検討してまいります。

■外資であることについて

「外資企業が考えつく計画だ」というご指摘について、外資企業だから地域のことを考えていないのでは、というご心配の声だと理解しております。当社としては、どのような資本構成であれ、地域に根ざし、地域の価値観に耳を傾け、共生する姿勢を何より大切にしております。

10	伯耆町	・風車が中国やヨーロッパ製・日立製作所が撤退した理由は、この事業が成功しないからでは？(海外製は不安)	
11	伯耆町	・風車の更新、撤去の実績がありますか。	弊社が風力発電事業を開始したのは2016年からであるため、全国で稼働している風力発電所は青森県、熊本県、長崎県の3か所、建設中の福井県の1か所であり、設備の更新や撤去の実績はございません。
12	伯耆町	・各地で反対され諦めたところがありますか(地域?)	現時点で反対されて諦めた地域はございません。

13	記載なし	③水害に関する認識が甘いのではないかと思います。当伯耆町でも10数年前に80数ミリの大雨がふっていますし、全国でも毎年100ミリ(1h)以上の雨がふっています。57.4～66.3/hどころではないはずですが、防災マップの様なシミュレーション等を作ってみましたどうですか？	本計画で用いている降雨強度(57.4～66.3mm/h)は、国が定める確率降雨強度式に基づき、数十年分の観測データから算出された30年確率の標準的な設計値です。一方で、住民の皆さまからご指摘のあった1時間80mmを超える雨や、全国で100mm/hを超える豪雨といった事例は、近年各地で毎年のように発生しており、気候変動の影響により極端な豪雨が増加していることは事実です。この状況を踏まえ、国および鳥取県では、将来の降雨量増加を見越し、設計時には確率降雨に1.1～1.2倍の変化倍率を加える基準を示しており、本開発でもこの方針に沿って設計を進めています。さらに排水施設の設計では、土砂流入を考慮して8割水深で計算することや、安全率1.2以上を確保するなど、余裕を持たせた規定も設けています。これらの安全率や変化倍率の効果を降雨強度に換算すると、「57.4～66.3」÷ 0.8 × 1.2 × 1.1 = 94.7～109.4mm/h となり、実質的には1時間あたり約95～110mmの豪雨に対応できる水準を確保している計算となります。また、ご提案いただきました防災マップのような浸水シミュレーションについては、地域の安心につながる重要なご意見として受け止めており、現在は法令で求められる範囲の設計検討を行っておりますが、地域の皆さまの不安軽減のため、可能な範囲でシミュレーションや分かりやすい説明資料の作成についても検討してまいります。
----	------	---	--

14	記載なし	風車の安全性についてですが、採用するのであれば中国製はやめていただきたいです。信用できません。中国依存はやめましょう！	
15	伯耆町	3町長が反対表明をしたのに、なぜ事業が進められているのですか？	説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町長様への願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいと考えております。2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として最優先に取り組んでいるものであり、繰り返しとなりますが、無理やり事業を進めているものではございません。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただく勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存です。
16	記載なし	以前になかった動画もあり、大変ていねいに説明されたと思う。 道路工事の動画は、災害に対する不安をなくすような内容になっていた。	この度の説明内容をご評価いただきありがとうございます。風車景観や風車施工後の山の状態については、「わからないことが恐怖である」というお声も頂戴しており、具体的なご相談をさせていただくための出発点に立てていないと感じておりました。風車が大きいと感じるかどうか、施工後の風車建設場所や管理用道路のイメージ、排水のしくみに対して具体的にどのようなご不安を感じられるかといった皆さまのご意見をいただくきっかけとなることを期待し、三次元動画の作成を試みるに至りました。この動画は、今後も住民の皆さまのご関心に合わせて情報量を増やしていきます。
17	伯耆町	鳥取県、西部地方は大山を大切にあってきている。大山を背景に風車を作るのは、どうか？問題が発生すると考える。反対する。	大山の眺望景観につきましては、大山が良く見える181号線から東側の奥大山からの眺望で風車が大山への視界をさえぎらないように配置を検討することで影響を極力低減するよう検討してまいりました。大山以外にも、明地峠などよく知られている眺望点についてはフォトモンタージュを作成して見え方をお示しする等、主要な眺望点からの景観を3Dで可視化し、住民の皆さまと景観を共有しながら風車配置案を検討することに努めています。また、日本国内では、国立・国定公園内に設置される風車について低明度・低彩度の色彩を使用することが推奨されているため、本事業においても同様の措置を行うことでさらなる影響低減を行います。

15	伯耆町	3町長が反対表明をしたのに、なぜ事業が進められているのですか？	説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町長様への願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいと考えております。2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として最優先に取り組んでいるものであり、繰り返しとなりますが、無理やり事業を進めているものではございません。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただく勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存です。
16	記載なし	以前になかった動画もあり、大変ていねいに説明されたと思う。 道路工事の動画は、災害に対する不安をなくすような内容になっていた。	この度の説明内容をご評価いただきありがとうございます。風車景観や風車施工後の山の状態については、「わからないことが恐怖である」というお声も頂戴しており、具体的なご相談をさせていただくための出発点に立てていないと感じておりました。風車が大きいと感じるかどうか、施工後の風車建設場所や管理用道路のイメージ、排水のしくみに対して具体的にどのようなご不安を感じられるかといった皆さまのご意見をいただくきっかけとなることを期待し、三次元動画の作成を試みるに至りました。この動画は、今後も住民の皆さまのご関心に合わせて情報量を増やしていきます。
17	伯耆町	鳥取県、西部地方は大山を大切にあってきている。大山を背景に風車を作るのは、どうか？問題が発生すると考える。反対する。	大山の眺望景観につきましては、大山が良く見える181号線から東側の奥大山からの眺望で風車が大山への視界をさえぎらないように配置を検討することで影響を極力低減するよう検討してまいりました。大山以外にも、明地峠などよく知られている眺望点についてはフォトモンタージュを作成して見え方をお示しする等、主要な眺望点からの景観を3Dで可視化し、住民の皆さまと景観を共有しながら風車配置案を検討することに努めています。また、日本国内では、国立・国定公園内に設置される風車について低明度・低彩度の色彩を使用することが推奨されているため、本事業においても同様の措置を行うことでさらなる影響低減を行います。

17	伯耆町	鳥取県、西部地方は大山を大切にあってきている。大山を背景に風車を作るのは、どうか？問題が発生すると考える。反対する。	大山の眺望景観につきましては、大山が良く見える181号線から東側の奥大山からの眺望で風車が大山への視界をさえぎらないように配置を検討することで影響を極力低減するよう検討してまいりました。大山以外にも、明地峠などよく知られている眺望点についてはフォトモンタージュを作成して見え方をお示しする等、主要な眺望点からの景観を3Dで可視化し、住民の皆さまと景観を共有しながら風車配置案を検討することに努めています。また、日本国内では、国立・国定公園内に設置される風車について低明度・低彩度の色彩を使用することが推奨されているため、本事業においても同様の措置を行うことでさらなる影響低減を行います。
----	-----	--	---

18	伯耆町	大山の樹水原からのCG写真があるが、大山から見た場合、ぐるぐる回る羽が目ざわり、観光には良くない。何せ、大山近辺に作る必要があるのか？全く害が多く利が少ない。外資企業が考えつく計画だ。反対する。	■景観について 貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。樹水高原からの眺望は大山の大切な魅力の一つであり、風車が視界に入ることによって観光に影響が出るのではないかとのご心配は、ごもっともだと受け止めております。一方で、風車が見えること自体が、必ずしも一律に“景観価値の低下”につながるとは限らないと考えている点は、補足としてお伝えします。例えば福島県の布引高原にある風力発電所では風車を背景に四季折々の花畑の撮影で年間7万人の観光客が訪れたり、青山高原では地元の観光協会や役場のホームページで風車群を観光地として紹介するなど積極的に観光資源として活用されている事例もございます。当然ながら、「大山でも同じようになる」と申し上げる意図はありません。地域ごとに地形や景観の特性が大きく異なり、同じストーリーを当てはめられるものではないと当社も認識しています。そのうえで、当社としても、皆さまのお声を踏まえながら、大山の魅力を損なわない設計に取り組めます。 ■鳥取西部地域を風車建設候補地として選定した理由 本事業地は、2018年より固定価格買取制度(FIT)の認定を取得しており、制度的にも事業化の可能性がある場所として検討を進めてきました。また、電力の系統連系枠(空き容量)が存在していたことも、選定理由の一つです。加えて、当時から良好な風況が見込まれていたことから、弊社では約6年間にわたり、この地の3箇所に風況観測塔を設置し、継続的なデータ収集を行ってきました。その結果、3基の平均風速は5.9m/sと安定した風況が確認され、風力発電に適した地域であると判断しています。これらの制度的・技術的・系統的な条件を総合的に勘案し、本事業地を選定した次第です。 ■地域メリットについて 「害が多く利が少ない」というご指摘につきましては、貴重なご意見として弊社も事業をさせて頂く代わりの還元方法を検討してまいります。 ■外資であることについて 「外資企業が考えつく計画だ」というご指摘について、外資企業だから地域のことを考えていないのでは、というご心配の声だと理解しております。当社としては、どのような資本構成であれ、地域に根ざし、地域の価値観に耳を傾け、共生する姿勢を何より大切にしております。
----	-----	---	--

19	伯耆町	風車建設に伴い作業道路が新設される。その際に道路等の排水設備の説明もあったが、落ち葉等により排水がスムーズにいかないことも予測される。そうした道路管理システムの構築が必要と思う。(除雪対策も含めて)	「道路管理システム」は、具体的には道路管理を行うための体制や仕組みに関するご意見と理解いたしました。運転中においても弊社グループ会社であるNREオペレーションズによって維持管理業務を実施します。 維持管理業務では発電施設の点検以外に排水施設の堆積土砂撤去や保全点検を実施します。弊社は月に1回の頻度で風車間作業道も含めた定期点検を実施しており、鳥取西部風力発電事業においても現場の近くに事務所を開設の上、月次の定期点検を実施するため、排水に関するご心配には及びません。積雪時においても地元の林業従事者様、建設会社様等の協力を得てこまめな除雪作業を行います。
----	-----	---	---

20	伯耆町	山林道路整備	当該事業におけるアクセス道路の維持管理に関することと推察しご回答いたします。 施工後の土地・及び道路の維持管理・定期点検についてですが、弊社は本事業で発電した電気の売電収入が唯一の収入となります。そのため、風力発電所が安定して事故・故障なく発電を行うことが収入の確保につながるため、風力発電機のメンテナンスはもとより、ヤードや道路についても崩れた箇所がないかどうか定期的に点検を行います。また問題が生じた際は事業者の負担のもと、必要な修復等を行います。 また、当該事業以外にも林業従事者様への林道としての活用、獣害対策のための狩猟など発電事業以外にも活用していただくことを念頭に、利用者の安全を確保する体制や道路管理の運用について、道路設計図面確定後に検討します。
----	-----	--------	--

21	伯耆町	③ 建設中に掘削したときの土砂災害が心配。 沈砂池を設置したが、掘削中だったため、土砂が流出したことがあった。	建設中に掘削した際の土砂災害を防止するため、弊社は掘削を伴う本格的な土工事を開始する前に、仮設沈砂池や土砂流出防止柵の設置といった防災工事を実施します。
----	-----	--	--

22	伯耆町	② 設置場所がよくわからない。 風車の風切音が法的ではなく現実性がなかった。	風車の設置場所が分からないというご質問については引き続きフォトモンタージュや3D動画による完成後のイメージをしやすくする資料の作成や、風車の配置を示す地図に著名な地名の記載をするなど分かりやすい資料の作成に努めます。 風車の風切音については騒音の予測評価の手法が分かりにくいとのご意見につきまして、騒音の予測・評価方法が分かりにくかった点によるものと受け止め、以下のとおりご回答いたします。 風車騒音(風切音)の予測評価は、 環境省が平成29年に公表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」および「騒音等測定マニュアル」 に定められた手法に基づき実施しています。これらは、環境影響評価において事業者が遵守すべき、法的位置づけを有する国内の正式な評価手法です。また、予測に当たっては、環境省の指針に沿い、“実際より小さく出ないように”安全側で評価することが求められています。そのため、弊社では ・住宅が風車の風下にあたる条件(=風車の音が最も届きやすくなる気象条件)、 ・すべての風車が同時に稼働している状態 といった、「最も厳しい条件」を設定して予測を行っています。 また、風車騒音が周囲の環境音に比べてどれだけ増えるかという、“残留騒音(背景音)への増加分”を基準に評価することも環境省の指針で示されており、この考え方に沿って評価しています。 このように、弊社の予測評価は、環境省が定めた方法に基づき、影響を過小評価しないよう最大条件で実施していることから、法的根拠をもつ評価方法となります。
----	-----	---	---

23	伯耆町	鳥取県(伯耆町含む3町)は電力は足りています。これから人口減少になるこの地域に、巨大な風力発電事業はいらないと思います。	電気の量の調整(需給調整)は、県ごとではなく、電力会社のエリア全体でまとめて行われています。 たとえば中国地方であれば、鳥取県だけで調整するのではなく、中国電力ネットワークが担当する“中国エリア全体”をひとつの単位として運用しています。県単位(鳥取県だけ)で「電気が足りている／足りていない」という見方は制度上できないため、公表されるデータも、すべて「中国エリア」単位でまとめられており、県別の需給データは存在しないという状況です。 つまり、「鳥取県は電気が足りているから新しい発電所は不要」という判断は、制度上の仕組みとデータの整備状況からは行えません。 上記を踏まえ、電力利用率と電源構成については、「鳥取県」ではなく「中国エリア」と全国を比較し、以下の通り回答いたします。 中国エリアにおける電力利用率は、例えば2026年2月13日の場合、需給ピーク時に93%程度です。従って電力供給力については“足りている”と言える場合もございます。一方で、2024年度の中国電力株式会社における電源構成比率については、太陽光・風力・水力・バイオマスを含計しても7%未満、一方で同年度の全国の比率が26.7%であることを考慮すると、再生可能エネルギー電源が「足りている」と一概には言えないと考えます。当該事業は手入れが困難な人工林に道を付けることで人工林の中に立ち入りやすくなり、管理の品質を上げる一助となると地元林業従事者様から期待いただいている事業でもあります。
----	-----	--	---

24	米子市	金銭メリットに事項において二枚田風力発電事業の??は20年 × 2,700万とあるが鳥取西部においても同様の年数か?事業年数は35年と聞いているが?	説明会資料P70に記載のとおり、二枚田風力発電事業(50MW)においては、20年×2~3000万円/年(設備利用率により金額は変動します)が還元されます。鳥取西部風力発電事業(143MW)においては事業規模(MW)と設備利用率により比例計算で想定した場合、20年×5~7000万円/年となります。20年という数字は事業年数ではなくFIT制度に基づく事業運営年数となっております。FIT制度の継続年数が最大20年という決まりがあり、21年目以降は電力の買取単価が一般的には大幅に下落することから、まずは20年間に限って還元させていただくことを考えております。なお35年という数字は地権者様との契約年数であり、建設工事期間5年、事業年数25年、設備撤去復旧期間5年の合計35年を契約年数とさせて頂いております。
----	-----	--	---

25	米子市	送付はなかった 町外に居住のためか?(土地関係者)	住民説明会の開催案内文書の送付がなかったことに関するご指摘と理解しました。質問者様におかれましては、事業実施区域の地権者様であるにもかかわらず開催案内文書を送付しなかったことについて大変申し訳ございません。このたびは、事業実施区域として想定しております伯耆町・江府町・日野町の3町にお住まいの方のご参加をいただきたいと考え、開催案内文書は上記3町の全世帯へ発送させていただきました。今後は3町以外の自治体にお住いの既契約地権者様へも開催案内文書を送付させていただきます。
----	-----	---------------------------	---

26	伯耆町	それまでに何をしていたのですか? 立案→事業グループ→対象へ説明→情報収集→・・・など見えないので理解が深まらなかった。	2018年に環境影響評価方法書を提出して以来現在に至るまでの間に、弊社が実施してきたことを再度ご説明させていただきます。2025年7月3日に実施した3町長合同面談において、弊社から3町長へご説明したとおり、弊社が2018年に提出した環境影響評価方法書(当初の計画)に対して発出された住民、町、県、経済産業省の意見を踏まえ、事業エリアの縮減(=風車基数の削減)による環境負荷低減と、風力発電事業の事業性(最低限の利益)確保の両立が可能な計画への変更を約6年かけて実施してまいりました。6年間の歩み(検討プロセス)は多岐にわたりますが、主にSTEP①環境影響調査・予測・評価→STEP②評価結果を携え住民説明会を開催し当初および変更計画に対する地元要望のヒアリング→STEP③要望を反映した風車配置の変更、配置変更に伴う概略土木設計のやり直し、事業性再評価 の3STEPを繰り返し実施した結果、住民説明会は80回を超え、事業性再評価も30回を超えた2025年6月ごろにようやく“変更計画”を固めるに至りました。当初より弊社から町に対しては「7月時点でようやく30回目のSTEP3(風車配置、概略土木設計、事業性再評価)が終わったばかりであり、一番重要な地元住民の方々への環境影響予測・評価(31回目のSTEP1、2)をお伝えすることができないため、3町長合同説明会の時期はもう少し待っていただきたい、10月頃とさせていただきたいと複数回申し上げました。しかし結果として弊社の依頼は3町長に受け入れていただくことができず、変更計画の一部(変更された風車配置および風車の大きさ)のみを7月3日にお伝えすることとなりました。その結果“風車の大型化と配置変更”のみが大々的に報道され、3町長の反対表明につながりましたことについて、弊社としては大変残念に思っております。以降、2025年9月に伯耆町の要請を受けた伯耆町住民説明会を実施し、2025年12月12日~14日にかけて江府町、日野町、伯耆町住民説明会を実施した次第です。
----	-----	---	---

27	伯耆町	郵送物があって初めて知りました。次に町長が反対とTVで知りました。関係者でないせいですかね?9月に説明会があったとのことですが、そのような事柄の周知をどうやってました?	この度の説明会の案内は、郵送物(タウンメール)を利用し、伯耆町、江府町、日野町の全世帯へ案内文書を送付させていただきました。 2025年9月の住民説明会につきましては、伯耆町長様のご要請に基づく開催であったことから、伯耆町役場にて周知のご協力をいただきました。具体的には、文字放送および各自治会の防災無線を使ったご案内を2週間前から実施いただきました。丸山地区へも上記文字放送と防災無線の案内が届いていたことと存じます。 今後実施する事業者主催の説明会については、原則タウンメールを利用したご案内とさせていただきます。
----	-----	--	---

28	伯耆町	発電量を誰が使うのでしょうか? 電気をそこへ運ぶ方法一経路etc. presentationがありませんでした。	当該事業によって発電された電気はすべて、中国電力ネットワーク株式会社の変電所へ送電され、中国電力株式会社と契約した需要家(企業や一般家庭)で消費されます。 また、風力発電機で作られた電気を中国電力の既設送電線に接続するための自営送電線に関しては基本的には風車へのアクセス道路や既存の公道に地中埋設することとなります(一部架空となる場合もあります)。埋設する経路については現在検討中ですので、決まり次第、説明会等でお示しさせていただきます。
----	-----	---	--

29	米子市	質問なし どんどんして欲しい!お願いします!	ご要望いただきありがとうございます。 今後も、地元のご理解を前提とした地域共生を最重要事項として、この地の風資源を活用した、CO2を出さないクリーンなエネルギーである風力発電事業の開発を進めさせていただきます。
----	-----	------------------------	--

30	伯耆町	地元からの【判読不可】は何人位あるか。 地元への経済効果はいくらか 国内 米 地元	風力発電所建設に伴う地元雇用人数を現時点で特定することはできませんが、風力発電所の運転維持管理期間(最低20年)において、今回の説明会でご紹介させていただいた風車へのアクセス道路や風車ヤード周囲に配置する水路や沈砂池のメンテナンス、道路のり面の補修に代表される、土木工事系の維持管理業務において地元会社への業務委託あるいは地元雇用が生まれます。また電気工事系においても、弊社の稼働済み発電所の多くで、維持管理業務に必須となる電気主任技術者の方を地元雇用しております。併せて、風力発電所建設工事期間(約3.5年)においても、地元建設工事会社への業務委託を見込んでおります。建設工事期間中は多くの作業員、関係者の方々が3町を訪れることとなり、いわゆる交流人口が増加することから、飲食業、宿泊業等への経済効果も見込まれます。 地元への経済効果という点においては、固定資産税(20年で約20億円)の納付はもとより、説明会資料P70に記載の通り、農山漁村再エネ法の枠組みを活用することにより、5,000~7,000万円/年×20年程度の金額を地域に還元することが可能となります。
----	-----	--	---

31	伯耆町	騒音、低周波の予測値は何を基に算出されますか。 【判読不可】大型の風車が無い中で予測【判読不可】るのか	騒音・低周波の予測は、「現地での実測」と「屋外での音の伝わり方の計算」を組み合わせで行います。風車が建っていない段階でも予測できるのは、音の計算に必要な情報（現地の環境音、地形、気象条件、設備から発生する音の特性）を、標準化された方法で整理したデータとして扱えるためです。 1. 現地での実測（今の環境音を把握） 建設前に、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（2017）」に基づき、事業予定地周辺の現在の騒音レベル（残留騒音・背景音）を測定しています。 2. 風車が無くても予測できる理由（必要な入力値が揃うため） 騒音の予測計算では、将来設置される設備からどの程度の音が発生するか（音の特性）を入力値として用います。この「音の特性」は、既存の同規模設備等に対して標準化された方法で測定・整理されたデータを用いることができるため、現地に風車が無い段階でも予測が可能です。 3. 計算は“最も音が届きやすい気象条件”で実施（安全側） 音の伝搬計算は、現地の地形・地表面・気象条件を考慮して行い、さらに住宅が風下になる場合や夜間など音が届きやすい状況を想定して、影響を過小評価しない（安全側）条件で予測します。これは、屋外伝搬の国際的な予測手法でも「伝搬に有利な気象条件（例：風下）」を前提にする考え方として整理されています。
32	伯耆町	間地川の支流 田代川はオオサンショウウオの生息地で、保護地域と指定されています。この計画から見ると影響は大であり、山林の伐採や、土地の改良により環境が大きく変わり、このままていくと、オオサンショウウオの生息はむしろかしくなると思われる。	弊社としては、田代川・間地川流域の環境に配慮し、濁水の河川到達を防ぐ設計・施工管理を徹底するとともに、設計が確定し現地確認が可能となり次第、県や専門家と連携して追加確認を行い、必要な保全措置を検討することで、オオサンショウウオへの影響の回避・低減に努めてまいります。 本事業では、生息環境の維持に重要な水質（濁水）への影響を回避・低減することを前提に、計画・設計・予測を進めています。具体的には、各風車ヤードに沈砂池を設置し、排水は林内で浸透しながら流下することを前提に、濁水の到達推定距離を予測しています。その結果、沈砂池排水は間地川など河川に到達しないとの予測結果となっています。 加えて、県文化財担当部局との協議においても、道路等の設計が具体化した段階で、オオサンショウウオの生息が確認されている河川付近の状況を現地で確認し、必要な保全措置について協議する方針です（※特別天然記念物であるため、必要に応じて文化財保護法に基づく手続き・許可が前提となります）。
33	伯耆町	安心しました	お気持ちを表明いただきありがとうございます。弊社は施工・運転・撤去に至るまでの安全性を十分に考慮して事業計画を設計しており、その内容についても発信していきます。一方で、事業実施区域における多くの住民の皆さまに安心だと感じていただくため、引き続き説明を行っていきます。
34	伯耆町	景観対応として風車の色を環境融和色とすることで、猛禽類への影響はどう考えているのか。トレードオフの関係となるのではないかな？	鳥類への影響については種によって特性が異なりますが、本事業エリアで確認されている希少な猛禽類であるクマタカについては、風車の存在を認識し、回避する傾向が比較的高いとされており、環境融和色であっても、風車を認識し回避する可能性は高いと考えております。一方で北海道のオジロワシのように、バードストライクが起こりやすい種も存在するため、ナセル部分に目玉模様を付けるなど、環境省でも示されているバードストライク軽減対策を含め、複数の環境影響低減策を検討しながら、鳥類への影響をできる限り軽減できるよう事業計画を進めております。
35	伯耆町	国内で事業を進めるにあたり、地元合意が取れていない稼働済地点がありますか？	弊社が保有するすべての稼働済発電所につきまして、地元合意がないまま稼働した実績はございません。
36	伯耆町	地元首長が現段階で大きな声で反対を表明している中で、これが【判読不可】される可能性をどう考えていますか。また、【判読不可】されなかった場合は事業はどうされますか。	説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町長様への願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいと考えております。 2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として最優先に取り組んでいるものであり、繰り返しとなりますが、無理やり事業を進めているものではございません。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただき勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案（農山漁村再エネ法の活用など）をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存です。
37	伯耆町	豪雨対策の30年確率で間に合うか。 当地の豪雨をみれば80mm／hくらいの雨は普通に降るが。	本計画で用いている降雨強度（57.4～66.3mm/h）は、国が定める確率降雨強度式に基づき、数十年分の観測データから算出された30年確率の標準的な設計値です。 一方で、住民の皆さまからご指摘のあった1時間80mmを超える雨や、全国で100mm/hを超える豪雨といった事例は、近年各地で毎年のように発生しており、気候変動の影響により極端な豪雨が増加していることは事実です。 この状況を踏まえ、国および鳥取県では、将来の降雨量増加を見越し、設計時には確率降雨に1.1～1.2倍の変化倍率を加える基準を示しており、本開発でもこの方針に沿って設計を進めています。 さらに排水施設の設計では、土砂流入を考慮して8割水深で計算することや、安全率1.2以上を確保するなど、余裕を持たせた規定も設けています。 これらの安全率や変化倍率の効果を降雨強度に換算すると、「57.4～66.3」÷ 0.8 × 1.2 × 1.1 = 94.7～109.4mm/h となり、実質的には1時間あたり約95～110mmの豪雨に対応できる水準を確保している計算となります。
38	伯耆町	集落、個人とも賛成なのでやはり皆さんが心配されている災害等には十分気を付けて進めていただきたい。	ご意見ありがとうございます。事業者として法令を遵守し、事故や災害を起こさぬよう努めます。
39	伯耆町	・建設計画が常に変更される。ある程度決定されてから説明してほしい。	事業計画変更による変更のご説明などによるお手間をおかけし申し訳ございません。 風力発電事業は、環境影響評価法上、方法書、準備書においては、法定の説明会が義務付けられていることに加え、事業地域の中には、事業計画で変更があればその都度説明をしてほしいとの声を多数いただいております。弊社としても地域の皆さまへご理解をいただくためにもある程度決定してからではなく、事業進捗の節目ごとに、より丁寧な説明が必要であると考えております。 お手間をおかけし大変恐縮ではございますが、どうかご理解を賜りますようお願いいたします。
40	伯耆町	・排水溝への土砂等の撤去について定期的に行なうのか、どの様な管理をするのか説明してほしい。	排水溝への土砂や落葉の撤去については、運転開始後も弊社グループ会社であるNREオペレーションズが継続して維持管理を行います。月1回の定期点検では、風車間の作業道を含めて排水施設の状況を確認し、土砂の堆積が見られた場合にはその都度速やかに撤去します。 また、大雨や台風の後など、土砂流入が想定される際には臨時点検も実施し、排水機能が低下しないよう柔軟に対応します。こうした定期・臨時の点検体制により、排水に支障が出ないよう適切に管理してまいります。
41	智頭町	説明の中に事業費の計画が明示されていない。 工事費用の270億円の内訳もわからない。	今回の説明会資料の表紙にも記載の通り、「生活環境への影響予測」にフォーカスしているため、事業費や工事費用の詳細について記載しておりません。2025年7月に3町長様向けに実施した説明会において事業費について言及しておりますので、そちらから抜粋させていただきます。なお本事業はまだ開発初期段階であるため事業費は経産省が毎年公表している「調達価格算定委員会資料（経産省資料）」を基に算出しているものであり、業者見積などの内訳があるものではないことにご理解いただけますようお願いいたします。 1. 事業費 434億円～586億円 経産省資料で定義されている資本費30.2～40.7万円／kW（2012～23年の平均値）に事業規模144MWを乗じた数字の範囲内になると想定しています。 2. 工事費 112億円～270億円程度 経産省資料で定義されている事業費の内訳より工事費を抜粋した値です。

42	智頭町	維持費や国や県からの補助金や国の優遇政策などを詳細に明記していただきたい。利益をどれくらい見込んでいるのか。	一つ一つ回答させていただきます。 1)維持費 本事業規模（143MW）では10～14億円／年程度を想定しています。 2)国や県からの補助金、国の優遇政策 補助金はありません。優遇政策の定義が難しいところですが、本事業はFIT制度（固定価格買取制度）に基づき事業認定を受けているため、国民が負担している再エネ賦課金を使わせていただく事業となります。 3)利益 個別事業の利益につきましては社外秘のため提示できませんが、国が考えているFIT（FIP）事業における最新の事業モデルをご紹介します。国が毎年開催している「調達価格算定委員会」における事業モデルとしては、資本費（建設コストとお考えください）が27万円/kW、運転維持費が0.85万円/kW、設備利用率（一年間にどの程度風が吹き風車が回るのか）29.1%、売電価格を13円/kWhで20年間売電した場合、想定される税引前P-IRR（内部収益率、平たく言うと利回りのこと）が6%程度になると試算しています。本事業もFIT事業ですのでおおよその事業モデルとしては参考になろうかと存じます。
----	-----	--	---

43	智頭町	FITからFIPへの移行はないのか？ FITは今後減少していくので、思った利益を上げられないのでは？	1)FITからFIPへの移行 移行(FIPへの転換)の可能性はあります。再エネ電力に価値を見出している会社様が数多く存在することから、CPPA(Corporate Power Purchase Agreement、いわゆる企業向け電力購入契約)をそのような会社様と締結させていただき、FITからFIPへ転換させていただく可能性はあります。 2)FITは今後減少していくことについて 本事業は2018年FITの認定を受けているため、2018年度における固定価格である21円/kWhから変動することはございません(増加も減少もありません)。本事業の事業性(利益想定)は、現時点においては21円/kWhで20年間買い取っていただくことを前提として計算しております。昨今の急激な物価上昇による事業性悪化に歯止めをかけるため、上記1)のとおり、FIPへ転換する可能性もあります。
44	智頭町	山林の地山を造成すると、上辺の水だけでなく地下の伏流水の流れを変えてしまい、調査・計画だけではない影響がはかりしれないが	ヤードの造成や道路の造成での掘削は地下水に影響するほど深い掘削を計画しておりませんので、水脈に影響することはないと考えております。 降雨した雨の排水計画では、大きな調整池を設けず降雨を集中させて災害リスクを高めることのないよう、分散して排水することで地山の保水能力を損なわないよう計画しております。
45	智頭町	そもそも、場所の選定は誰がどのように行うのでしょうか？ 社としての今後の目標は？	1)場所の選定は誰がどのように行うのか 弊社の新規事業発掘チームが、風況が良く風車の荷揚げと輸送が可能な港と道路を有し、発電した電気を接続する既設送電線に十分な空き容量があるであろう場所を、全国各地の候補地のなかから絞り込み、場所を選定します。本事業地もこれらの理由により選定されています。 2)社としての目標 説明会資料P14に記載の通り、現在全国で13都道府県、934.4MWの風力発電所を開発中であり(稼働中のものを除く)、当面の目標としては、これらすべてを稼働させカーボンニュートラルの一助となることです。また、年間2〜3つの風力発電所の新規発掘を今後も行っていく予定です。
46		本日初めての参加です	ご出席いただきありがとうございました。今後も住民説明会を実施いたしますので、案内文書の送付についてご希望があればお申し出くださいませ。引き続きよろしくお願いたします。
47	智頭町	海上の風力発電は行わないのでしょうか？	説明会資料P12に記載のとおり、弊社のグループ会社の一つに「ヴィーナエナジー洋上風力株式会社」という、洋上風力を専業とする会社があり、洋上(海上)での風力発電所建設に向けたビジネスを展開しています。
48	伯耆町	懇切丁寧にご説明いただきありがとうございました。 風車の景観イメージは大変イメージしやすくわかりやすかったです。同様に音のイメージで音源等は公開されないのでしょうか？ 音のdBは少ないことは分かったのですが、音の質が気になります。(仮に風車直下ではどのような音がするのか等)	風車建設後の景観変化についてイメージできたとのことありがとうございます。今後も、わかりやすい資料を作成し説明に努めてまいります。 音のイメージの提示(音源のデモンストレーション)についてご回答させていただきます。弊社も過去に何度か、他の事業ではありますが、音の専門家に業務委託を行い、稼働中の風力発電所の音を録音し、それを説明会会場で距離による減衰をチューニングする形でデモンストレーションさせていただいた経験がございます。しかしながら狭い説明会会場で実際の風車音を再現することは非常に難しく、説明会に参加した方々に誤解(音が大きすぎる、あるいは小さすぎる)を与えてしまった経験があり、現在は社として、音源のデモンストレーションは実施しない方針をとっております。しかしながら音のイメージをもって頂くことはとても大切なことであるため、弊社としては、住民の皆さまを稼働中の風力発電所にお連れして音を現場で聞いていただくツアーを頻繁に開催しております。今後、本事業においても引き続きツアーを開催してまいりますので、ぜひご参加をいただけますと幸いです。
49	江府町	地質調査について鳥大名誉教授に依頼し広島等の例との違いを聞いているとあるが、調査地点の津地、舟場以外の大部分(22基建設予定地)については調査はしたのか、また、する計画、しないならばその理由について知りたい。	舟場以外の大部分(22基建設予定地)については、準備書の提出後、知事意見、経済産業大臣勧告等を受けて風車設置場所を確定した後にボーリング調査を実施する予定です。その際はすべての風車の基礎位置から調査し、各設置場所の環境に応じて基礎を設計します。津地、舟場の2か所で実施したボーリング調査は、地元の皆さまの地質への関心や土砂災害へのご懸念を踏まえ、データに基づく事業者見解を述べるために実施したものです。この2ヶ所は、事業実施区域計画地の代表点として妥当であると専門家より評価いただいております。
50	江府町	南部町除外はH29.30配慮書、方法書の町長から県への回答がどちらも反対だったからではないですか？	環境影響評価方法書の提出後における事業計画の変更経緯は以下のとおりです。 ①環境影響評価方法書で提出した事業計画について、生態系への影響を懸念される住民の皆さまの声があったことを踏まえ、事業実施予定区域の縮小について検討を開始 ②事業実施予定区域の面積を縮小するために伯耆町・江府町・日野町のエリア(東側と呼びます)と伯耆町・南部町のエリア(西側と呼びます)も含めた風速や想定年間発電量を試算 ③②の結果、伯耆町と南部町が掛かる尾根筋の風速と比較して、伯耆町と江府町が掛かる尾根筋のほうがより多くの発電量を見込めると判断し、風車配置案を再検討 ④③の結果、南部町が事業実施予定区域から外れることとなる。 南部町を計画地から除いた理由は上記③および④に記載のとおり、事業性(風速や設備稼働率を踏まえた年間発電量の推測結果)の観点によるものです。現在、弊社は伯耆町・江府町・日野町の3町の土地を利用した風車配置であれば事業性が確保できる可能性が高いという判断のもと、いずれも計画地から外していません。
51	江府町	基礎工事によって地下水脈が遮断されたりルートが変わったりしない科学的根拠はあるか。万が一枯れた場合誰がいつまでどのような方法で補償するのか。金銭だけでなく代替水源確保を確約できるか。	1. 地下水脈への影響について 風車の基礎工事によって地下水脈が遮断されたり、地下水の流れが変化したりするのではないかとのご懸念についてご説明します。風車の基礎は、山頂付近の尾根部を切土して建設する計画としており、尾根部は地形上、降雨が周囲の斜面へ流れるため、もともと地下水が集まりにくく、地下水位の低い場所です。また、基礎建設に先立ち、ボーリング調査を実施し、地層構成や地下水・湧水の有無を詳しく確認します。これまでの他事業においても、基礎設置深さまでに地下水が確認されないケースが多く、地下水脈を遮断する可能性は低いと考えております。風車基礎を建設する位置ごとに調査を行い、地下水の有無や影響を十分確認したうえで、適切な設計・施工を行います。 2. もし枯れた(地下水に変化が出てしまった)場合 万が一、弊社の工事が原因で井戸の水が減ったり、水質が変わったりした場合には、事業者として責任をもって対応いたします。対応の内容としては、水の回復に向けた調査や対策を想定しています。
52	伯耆町	①建設資材の原材料の入手、運搬、建設資材の作製に係わるCO2排出量、新規道路の作製、風車の組立、材料の運搬(全ての工事に係わるCO2排出量) ②森林伐採によるCO2消費量削減 ①+②どの程度の量となるのか？風車10基1年分？	以下の通り試算させて頂きました。 1. 試算の前提 ・設備容量 143MW ・設備利用率 20% ・運転期間 25年 ・風力発電所建設のために伐採する森林(管理された人工林)面積 63.7ha ・風力発電所が代替する電源 LNG火力 2. 試算結果 1)各フェーズでのCO2排出量 A)風車、変電機器の製造・輸送・据付・撤去・産廃処理:約6.8万t B)風車ヤード・基礎・アクセス道路などの土木工事:約2.3万t C)変電所、自営送電線敷設などの電気工事:約1.1万t D)25年間の運転維持管理:1.1万t E)森林が吸収するはずだったCO2量:0.56万t/年 F)LNG火力が排出するCO2量:12.8万t/年 3. CO2ペイバックの計算 (A+B+C+D)÷(F-E)=0.9年 概ね1年でペイバックできる計算となりますが、本試算は概略計算であるため実際の値は前後する可能性があることご理解いただけると幸いです。
53	伯耆町	設置作業(道路作製含む)に入った場合、県道も使用されると思いますが、交通量増による渋滞は？ 現在の道路でブレード等運搬に支障はないか？	設置作業において県道を使用させていただくケースは以下の通りです。 ①風車部材の輸送 ②土木電気工事を行う工事車両、生コン車の通行 まず、ケース①については、原則夜間に交通規制を伴う輸送となります。交通量の少ない夜間輸送ではありますが、交通規制を伴うため、規制の事前周知と説明の徹底により、渋滞を最小限になるよう努めます。ケース②については渋滞は発生しない程度の交通量増であると想定しております。現有の道路でブレード等の運搬に支障はないかとのことですが、今後実施させていただく詳細な輸送調査により、通行に支障となる場所を特定することになります。支障箇所の特定後、道路管理者と協議を行い、拡幅や支障物の一時的撤去など、必要な対応を実施してまいります。

54	伯耆町	説明については理解できましたが、地元の同意のないままに2032年9月運転開始と計画されていることへ違和感を覚えます。 地元の理解のないままに計画を進めることに不信感が募りますが・・・！！	まずは2032年9月運転開始と記載した工程表に配慮がなかったことについてお詫び申し上げます。説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていること、東京を訪問し要望を提出したことについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が、地元の同意なく無理やり事業を進めることはございません。まず前提として、現在示している建設予定期間は、行政手続きの流れを踏まえた“見込み”であり、建設が決定しているものではありません。実際には、住民の皆さまからのご意見を踏まえ、環境保全の観点から、事業計画を作り上げていく仕組みとなっています。よって、工程表の記載においても(案)、(予定)等、建設着手や運転開始が決定事項ではないことを示す言葉を記載すべきでした。改めてお詫び申し上げます。 2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として今後も最優先に取り組みます。2025年12月14日の説明会並びに2026年以降も開催させていただき勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存です。まず、地元同意がないまま弊社が建設工事に着手することはございません。
55	伯耆町	※賛成住民は数多くいる 反対地区の中にも賛成している人は居る 難儀なことが多いと思うが、是非本事業の実現に向けて推進願う 頑張って欲しい。期待している！！	南部町を計画地から除いた理由は上記③および④に記載のとおり、事業性(風速や設備稼働率を踏まえた年間発電量の推測結果)の観点によるものです。現在、弊社は伯耆町・江府町・日野町の3町の土地を利用した風車配置であれば事業性が確保できる可能性が高いという判断のもと、いずれも計画地から外しておりません。
56	伯耆町	①森林の伐採の規模 設置場所、取り付け道路、送電線の経路、受電用電線の経路	それぞれご回答させていただきます。 ①森林伐採の規模についてですが、現段階では風車ヤードと工事用道路を合わせて約34.4haを想定しておりますが、そのうち約25.2haは工事終了後に緑化を行う計画となっております。 ②風車設置場所についてですが、現段階の計画は本資料の配布資料21頁をご覧ください。 ③道路についてですが、アクセス道路については本資料の配布資料26頁をご覧ください。また、工事用の取り付け道路に関しては現在検討中です。 ④送電・受電用の経路に関しては基本的には風車へのアクセス道路や既存の公道に地中埋設することとなります(一部架空となる場合もあります)。埋設する経路については現在検討中ですので、決まり次第、説明会等でお示しさせていただきます。
57	伯耆町	②騒音、羽根の風切音等、低周波が問題 低周波発生器の位置、測定器の位置	弊社の騒音・低周波音の調査・予測・評価の説明や手法に関するご質問と受け止めて回答いたします。 まず、これまでに実施した騒音・低周波音調査(配布資料28～34頁)では、すべての調査地点で環境省指針の考え方(騒音:現況+5dB、低周波音:知覚閾値100dB)を下回る結果となっており、現時点の予測でもいずれも指針値内に収まっています。 調査は、福岡・二部・間地など周辺集落を代表する9地点に測定器を設置して行いました(配布資料28頁)。なお、「低周波発生器」についてはご指摘の設備があるわけではなく、騒音・低周波音の発生源は風車本体(設置予定位置)になります。 予測・評価手法については、環境省の「風力発電施設から発生する騒音・低周波音に関する指針」および「騒音等測定マニュアル」に基づき、事前の現況調査と予測評価を行っています。予測にあたっては、住宅が風下になる場合や夜間など、音が最も届きやすい“最大条件(安全側)”を仮定して位置ごとの騒音・低周波音を計算しています。 評価は、環境省の取りまとめが示す「残留騒音(ももとの静けさ)+5dB(ただし、残留騒音30dB未満の場合は35dB、残留騒音30～35dB未満の場合は40dB)を超えないよう管理する」という指針に従い、夜間の睡眠配慮を最優先に離隔の確保・レイアウトの調整をします。 また、運転開始後は事後調査を実施し、予測との差異を確認したうえで、必要に応じて追加的な低減措置について検討します。
58	伯耆町	③風車の倒壊等の事故があった場合の責任	風車の倒壊等の事故の責任は、鳥取西部風力合同会社が負います。
59	安来市	土砂災害が起きた時、どこが復旧するのか？自然災害であっても住民が強く反対する地域に強行に風車を建てたこと自体が悪いので、説明では原因行為者がいる場合は責任があるとか言っていたと思うが、原因行為者とは初めに建てたヴィーナエナジーを含めた貴事業者であるから具体的にどのような責任を取るのか公表してください。	風力発電設備の建設・運営に伴う土砂災害が発生した場合の責任は、鳥取西部風力合同会社が負い、関係行政機関と連携を取りながら、復旧作業を行います。 また、災害防止のために必要な場合には、災害の原因をつくった過去の管理者等(工事施工者等)も“原因行為者”として、知事による災害防止のためには正措置命令の対象となります(宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第2項)。同法に基づき、知事は、原因行為者に対し、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命じることができ、また、原因行為者が命令に従わない場合には、県が代わりに措置を講じたうえで、原因行為者に要した費用を負担させることができます。
60	安来市	同様に耐震性の評価は事業者がするものでは無いと言っているだけで震度7程度の地震に対して安全であるという事にはならないので地震にどの程度の耐震性があるのか基ごとに明示すべきです	日本の風車(タワーおよび基礎)設計の安全認証(ウィンドファーム認証(WFC)と呼びます)においては、台風および地震多発国である日本の自然状況に応じて、台風はClass-T、地震はClass-Sという、他国より厳しい(作用力の大きい)基準で認証審査が実施されます。Class-S基準を仮に震度に換算すると概ね、震度6強に相当するため、2000年10月に発生した鳥取県西部地震において、日野町根雨で記録されたM7.6(震度6)にも耐えうるものとなります。WFCプロセスでは、風車設置箇所で行った地質調査(ボーリング調査)の結果から得られる、その場所特有の地盤特性も考慮したうえで審査されます。WFCは国が定めた第三者機関で認証審査が行われ、認証されなければ風車を建設することができない仕組みとなっているため、どうかご安心いただければと存じます。
61	安来市	「保安林解除申請」や「保安林内作業許可申請」「林地開発許可申請」等の前に間伐などと称して他の事業者や個人に樹木伐採させる悪質業者もいるが、説明画像の中でも自分たちがやった訳ではないと言っておられたが、ヴィーナエナジーを含めた当初の事業者から御社はまだどこにも手をつけていませんか？また他の事業者や個人に内密に指示をだしたり依頼したことはありませんか？万が一そのような事をした場合即刻停止し元に戻してください。そして二度としないでください。	1)事業者(弊社)は許可を必要とする作業(例えば風況観測塔建設のために森林の一部の樹木を伐採する作業)において、許可を得る前に作業を開始したことはございません。 2)事業者(弊社)が他の事業者や個人に内密に指示を出したり、依頼したことはございません。
62	安来市	ご説明中の「弊社」とは「鳥取西部風力合同会社」で、鳥取西部風力会社と地権者との契約は「地上権設定契約」でよろしいですか？	説明資料につきまして、説明の分かりやすさの観点とヴィーナ・グループによる事業の遂行という観点などから、便宜的に、“弊社”という文言を使用しており、“弊社”は、文脈に応じ、ヴィーナ・グループ、日本風力エネルギー株式会社、鳥取西部風力合同会社を指しております。
63	安来市	P52の「全財産(責任財産)」について、鳥取西部風力合同会社には具体的に何がいくら、何円あるのですか？その金額は地権者が知らない間に減ることは無いのが常に明示していただきたい。	当該事業における契約主体は「鳥取西部風力合同会社」です。また、土地利用に関する契約の種類は「地上権設定契約」のほか、売買契約、地役権設定契約がございます。 法律上、決算内容について公開の義務はないため、恐れ入りますが、鳥取西部風力合同会社の資産状況の公開はいたしかねます。 なお、風力発電設備の廃棄等費用積立制度の運用開始後においては、鳥取西部風力合同会社の経済産業省に対する積立状況に係る定期報告は必須となる見込みです。また、鳥取西部風力合同会社の資産を原資にするほか、災害・事故補償を賄う保険に加入することで、責任の履行を担保できるものと考えております。
64	安来市	説明によると親会社のヴィーナエナジーが、倒産しても鳥取西部風力合同会社は倒産しないと聞こえますが、どのような場合でも鳥取西部風力合同会社は倒産しないし転売することはあり得ないと理解して宜しいでしょうか？	配布資料52頁に関し、説明会では、親会社である日本風力エネルギー株式会社が倒産しても、鳥取西部風力合同会社の事業は中断されない旨をご説明させていただきました。 各債権者には倒産手続申立権の放棄をお約束いただいでおり、鳥取西部風力合同会社が倒産しないような仕組みを最大限に構築しておりますが、法制度上、倒産しないと断言することはできません。 また、事業譲渡(“転売”を譲渡のご趣旨と理解しました。)の可能性について、金融機関との貸付契約上、鳥取西部風力合同会社の資金状況が悪化し、事業継続が困難となった場合には、本事業を継続するために、金融機関の指定する第三者に事業を譲渡する可能性はございますが、ヴィーナ・グループにおいて同様の事例はございません。
65	安来市	冊子のP9のQ21で「更地の状態で明け渡し」とあるが、それでは事業者がいなくなってから土砂災害が起きて困るので土壌微生物を含めた樹木のある準備作業前の現時点、契約開始時の状態に戻して返還するよう明記した契約をしてください。	地上権設定契約書には、以下のとおり、土地を地権者様にお返しする際の規定を設けておりますが、ご記載の“土壌微生物を含めた樹木のある準備作業前の現時点、契約開始時の状態”でお戻しすることは、現実的に不可能であるため、明記はいたしかねます。 「 本地上権の存続期間が終了した場合、地上権者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関連法令を遵守のうえ、本施設を自己の費用で収去して更地の状態としたうえで、本土地を土地所有者に対して明け渡し。 」 明渡時には、鳥取西部風力合同会社は、地盤の健全性・安定性の維持を踏まえ、関係法令等を遵守のうえ、自治体をはじめとする関係機関と連携を取り、適切な撤去作業を行う所存です。

66	安来市	また撤去費用が確保されるとあるが、事業者が撤去しない場合に撤去費用に保証金が足りない場合困るので、事前作業開始前か事前作業開始時には撤去費用の全額の預託をする契約とし、物価変動による不足金は追加するよう明記すべきです。
----	-----	---

67	安来市	契約は合同会社のみでなく親会社が責任をもって履行し、万が一転売しても撤去には建設する親会社ヴィーナエナジーが最後まで保証することを明記してください
----	-----	---

68	安来市	「睡眠障害」についてどう思われますか？ 一般に風車が建った地域では「眠れなくなった」「寝つきが悪くなった」等の訴えがでていますが、それもご存知無いのでしょうか？現状風車も直接の死因になる得ることがあった訳ですが一般的に「睡眠障害」は万病の元です。その元凶となる風車は建てない下さい。
----	-----	--

69	安来市	実際に対象地域の住民が強く反対しており、これを受けて3町長も「反対の意思表示」をした訳です。あなた方にとっては大した額ではないかもしれませんが、費用も嵩み採算性にも悪いと思いますが連日説明会の様子を見ると「住民はあなた方が撤去するまで引かない」と言っていました。このように地域住民に強く反対される事業を続けようとヴィーナエナジー本社が言っているのでしょうか？株主・出資者にはどのような説明をしておられるのですか？具体的にお聞かせください
----	-----	--

70	伯耆町	3町長が何故反対していると事業者は考えているのか。伯耆町住民全体を対象としている説明会は2回目だと思うが、この姿勢は説明の中にあつた地権者立地自治会(住民)の同意があれば申請できるとの姿勢があると感じる。全体への説明が遅すぎる。
----	-----	--

71	伯耆町	前回の時に反対意見をだしましたが地域貢献の項目ですが、町長が反対しているので町民がこれはいいと賛成は出来ません。あなた方は会社という団体でその会社社員と働いているので正義か悪か良かは方針通りで仕事をこなすプロ集団と思います。それは立派と思います。しかしこの会議に参加しているメンバーは殆ど自営業者としますので意見は合わない
----	-----	---

廃棄等費用積立制度は、契約ではなく、再エネ特措法に定められた制度であるため、契約書に明記することはできません。
 なお、廃棄等費用の不足に係るご懸念について、2025年9月30日付資源エネルギー庁作成の「再生可能エネルギーの地域との共生について」資料2・16頁において風力発電設備の廃棄等費用の水準について言及があり、「具体的な金額については、調達価格等算定委員会でご後ご議論いただくこととしてはどうか。」と議論の最中にあり、今後、適切な水準が定められるものと思料いたします。また、国の制度とは別に、鳥取県には、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例に基づき、一定の工事を対象に斜面の崩落、発電施設の放置など不測の事態に備える保証金の預託の義務付け制度がございます。鳥取西部風力合同会社としましては、法令遵守のうえ、適切な廃棄等費用の積み立てを行っていく所存です。また、万が一、撤去費用が足りない場合には、鳥取西部風力合同会社の資産から撤去費用を賄うことで、撤去責任を果たします。

「契約」が地上権設定契約を指していることを前提に回答いたします。鳥取西部風力合同会社の本契約上の義務である地代の支払義務や明渡義務は、運営主体である合同会社が発得る、発電事業による収入や、(義務化が予定されている)廃棄等費用積立制度を遵守することで、履行が担保されると考えております。親会社保証の要否の検討を否定するものではありませんが、現時点では、本事業において、親会社保証をお約束することはいたしかねます。

弊社といたしましては、風車騒音と睡眠障害について以下のように考えております。
 1. 医学的・行政的に分かっていること
 風車騒音については、「うるささ(アノイアンス)」の増加との関連は認められており、静かな地域で屋外35～40 dBを超えると不快感が強まり、睡眠への影響が現れ得ると整理されています。
 2. 建設前の予測は“最大影響の条件”で行い、指針の考え方に適合させます
 ・騒音の予測は住宅が風下になる・夜間の音が届きやすいなど最大条件で実施します。
 ・評価は、環境省の取りまとめが示す「残留騒音(ももとの静けさ)+5dBを超えないよう管理する」という指針に従い、夜間の睡眠配慮を最優先に離隔の確保・レイアウトの調整をします。
 3. 事後調査は、環境省「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル(2017)」に沿って実施し、準備書(予測)と整合するかを確認します。差異が認められた場合は、夜間の回転数抑制(ノイズマネジメント)、ヨー・ピッチの最適化、個別住戸の防音措置など、実効的な低減策を段階的に実施します。
 なお、睡眠障害については、道路騒音、鉄道騒音、航空機騒音などでも発生する恐れはありますので、風車騒音が特別なものとはいえません。

説明会冒頭でも申し上げたとおり、ヴィーナエナジー本社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町長様や反対を表明している住民の方々へのお願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいというものであります。
 2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として今後も最優先に取り組みます。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただく勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存です。当然ながら、株主・出資者にも上記のとおり説明をしております。

説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町長様への願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいと考えております。
 2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として最優先に取り組んでいるものであり、繰り返しとなりますが、無理やり事業を進めているものではございません。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただく勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせて頂く所存です。
 次に説明会の開催回数についてご説明します。
 弊社が2018年に提出した環境影響評価方法書(当初の計画)に対して発出された住民、町、県、経済産業省の意見を踏まえ、事業エリアの縮減(＝風車基数の削減)による環境負荷低減と、風力発電事業の事業性(最低限の利益)確保の両立が可能な計画への変更を約6年かけて実施してまいりました。6年間の歩み(検討プロセス)は多岐にわたりますが、主にSTEP①環境影響調査・予測・評価→STEP②評価結果を携え住民説明会を開催し当初および変更計画に対する地元要望のヒアリング→STEP③要望を反映した風車配置の変更、配置変更に伴う概略土木設計のやり直し、事業性再評価 の3STEPを繰り返し実施した結果、住民説明会は80回(伯耆町では53回)を超え、事業性再評価も30回を超えた2025年6月ごろ「ようやく」変更計画”を固めるに至りました。このように、町長の反対表明を受ける前から任意の自治会向け説明会を継続して実施してきたことを、まずはお知りおき頂きたく思います。一方で、過去30回にわたる設計変更の過程を、自治会単位での説明にとどめ、町長あるいは町民全体にご説明できていなかった点については、変更した計画を頻回にお伝えすることによって地域の皆さまの混乱を招くことを懸念したためでございますが、結果的に検討時間が長期化してご説明のタイミングが大きく遅れたことについては大いに反省しております。全体への説明が遅すぎる、というご指摘を真摯に受け止め、今後はこのようなことがないよう、計画に変更が生じた場合は速やかに住民説明会を開催し、できる限り広範囲の皆さまへ一斉に情報発信していく所存です。

いただいたご意見のとおり、3町首長が本事業に対して反対の立場を表明されていることは、弊社としても極めて重く受け止めております。3町の首長のご判断は、住民の皆さまのお考えにも大きく影響を与えるものであり、その点については深く理解しております。弊社は、地域との共生を最も重要な原則としており、地元の皆さまのご理解を得ないまま事業を無理に進めることは一切ありません。そのうえで、3町首長様には、

- ・環境影響評価(準備書)における調査・予測評価の結果
- ・地質調査に基づく土木設計が県の審査を受ける林地開発許可手続きの結果

など、科学的根拠に基づく情報を十分にご確認いただき、その内容を踏まえて最終的な賛否をご判断いただきたいと思いますと考えております。
 また、2025年11月27日の新聞報道では、赤沢経済産業大臣が「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」の旨を述べられており、再生可能エネルギー事業において丁寧な説明と地域理解の重要性が国としても重視されていることが示されています。弊社としても、こうした国の方針を踏まえ、以下の取り組みを最優先で進めてまいります。

- ・説明会や勉強会の継続的な開催
- ・環境影響評価の結果についてのご報告
- ・土木設計の考え方についてのご説明
- ・農山漁村再エネ法等を活用した地域共生策の提示

特に、地域貢献につきましては、説明会資料P70のとおり、発電収入を原資として、発電所周辺の自治会が日常的な地域活動に活用できる財源を還元する仕組みを検討しております。これは住民の皆さまのご職業にかかわらず、公平に地域の皆さまのお役に立てるものと考えております。自営業の方、会社員の方、農林業従事者の方など、さまざまな立場の住民の皆さまに対して、この地域貢献の内容を丁寧にご説明し、理解を深めながら検討を進めてまいりたいと考えております。弊社は、地域の皆さま・3町首長様との対話を重ね、信頼関係の構築に努めながら、地域にとって最適な選択となるよう、引き続き誠実に取り組んでまいります。

また、住民の皆さまの中には、弊社の立場とご自身の立場の違いから「意見は合わない」と感じられる方がいらっしゃることも承知しております。立場や考え方に違いはあっても、少しでも相互理解を深められるよう、丁寧に説明し続けることが重要であると考えております。

72	伯耆町	申し訳ないのですが賛成できません。企画は5年前からの時からの説明でしたら考えますが遅いのと賛成は出来ません	話が遡ってしまい申し訳ありませんが、説明会開催の経緯についてご説明させていただきます。 弊社が2018年に提出した環境影響評価方法書(当初の計画)に対して発出された住民、町、県、経済産業省の意見を踏まえ、事業エリアの縮減(≒風車基数の削減)による環境負荷低減と、風力発電事業の事業性(最低限の利益)確保の両立が可能な計画への変更を約6年かけて実施してまいりました。6年間の歩み(検討プロセス)は多岐にわたりますが、主にSTEP①環境影響調査・予測・評価→STEP②評価結果を携え住民説明会を開催し当初および変更計画に対する地元要望のヒアリング→STEP③要望を反映した風車配置の変更、配置変更に伴う概略土木設計のやり直し、事業性再評価 の3STEPを繰り返し実施した結果、住民説明会は80回(伯耆町では53回)を超え、事業性再評価も30回を超えた2025年6月ごろにようやく”変更計画”を固めるに至りました。このように、町長の反対表明を受ける6年前から任意の自治会向け説明会を継続して実施してきたことを、まずはお知りおきいただきたく思います。一方で、過去30回にわたる設計変更の過程を、自治会単位での説明にとどめ、町長あるいは町民全体にご説明できていなかった点については、変更した計画を頻回にお伝えすることによって地域の皆さまの混乱を招くことを懸念したためでございますが、結果的に検討時間が長期化してご説明のタイミングが大きく遅れたことについては大いに反省しております。説明が遅すぎる、というご指摘を真摯に受け止め、今後はこのようなことがないよう、計画に変更が生じた場合は速やかに住民説明会を開催し、できる限り広範囲の皆さまへ一斉に情報発信していく所存です。
73	伯耆町	Q&A8の中のQ15について引き継ぐ会社があるとは思われない。放置の状況が続くのではないか。 ※倒産した事業を引き継ぐメリットはないと思われる	資金繰りが悪化した企業を買収し、買収会社の手腕により、企業再生を成功に導く事例は数多くあり(花王によるカネボウの化粧品事業の買収等)、承継する会社は存在するものと思料いたします。
74	伯耆町	Q21について事業開始後撤去の積立が充分でない場合は撤去が出来ないのではないか	まるわかり！風力Q&AのQ21に記載の、法律による積立金制度や鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例に基づく保証金制度に基づく積立金では、撤去費用が足りない場合には、鳥取西部風力合同会社の資産から撤去費用を賄うことで、撤去責任を果たします。
75	伯耆町	日野川漁協に対して協力を支払うので事業推進に協力依頼されているようですがその理由は？	日野川水系漁協様へ、事業への協力の対価として協力を支払った事実はございません。今後そのような予定もございません。
76	伯耆町	荘・古市集落はこの事業に対して協力しないと表明しているにもかかわらず個別に依頼して騒音計などを設置して計測を進めているが、代表者への依頼がしてありますか？	騒音調査に関しては、賛成自治会・反対自治会に限らず現時点の事業計画において環境影響評価で調査が必要な場所を選定し、個人の所有地や、公共の道路などを所有者様や警察、管理自治体への正式な承諾を得て利用をさせていただいております。